

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款

ページ

目次

第1章 総則	
第1条 約款の適用	1
第2条 任意約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第4条 端末回線線端接続事業者の料金等	3
第2章 接続により提供する機能	
第5条 非指定電気通信設備との接続により提供する機能	3
第3章 任意協定の締結手続き	
第6条 非指定電気通信設備との接続申込み	3
第7条 非指定電気通信設備との接続申込みの承諾	3
第4章 任意協定の締結・解除等	
第8条 任意協定の単位	3
第5章 責務	
第1節 保守	
第9条 維持責任	4
第2節 譲渡の承認	
第10条 ローミングに係る譲渡の承認	4
第6章 接続形態	
第11条 接続形態	4
第7章 重要通信の取扱方法	
第12条 相互接続通信の切断	4
第13条 相互接続通信の制限	4
第8章 料金等	
第1節 料金及び工事又は手続き等に関する費用	
第14条 料金等	4
第15条 接続料金の機能の区分	5
第2節 接続料金の支払義務	
第15条の2 定額制の網使用料の支払義務	5
第16条 従量制の網使用料の支払義務	5
第3節 工事費、手続き費及びその他の費用の支払義務	
第17条 工事費の支払義務	5
第18条 手続き費の支払義務	5
第18条の2 その他の費用の支払義務	6
第4節 料金の計算及び支払い	
第18条の3 定額制の網使用料の計算方法	6
第19条 従量制の網使用料の計算方法	6
第20条 通信時間の測定等	6
第21条 料金等の支払い	6
第22条 料金の一括後払い	7
第23条 削除	7
第5節 請求金額に不符合がある場合の取扱い	
第24条 請求金額に不符合がある場合の取扱い	7
第6節 端数処理	
第25条 端数処理	7
第9章 雑則	
第26条 承諾の限界	7
第27条 双務的条件	7
第28条 準用	7
料金表	
通則	8
第1表 接続料金	8

第1	網使用料	8
1	適用	8
2	料金額	9
2-1	中継区間伝送機能	9
2-2	光信号局内区間伝送機能	9
2-3	IP通信網県間区間伝送機能	9
2-3の2	削除	9
2-4	IP通信網県間区間回線管理機能	9
第2表	工事費、手続費及びその他の費用	10
第1	工事費	10
1	適用	10
2	工事費の額	10
2-1	工事費	10
2-2	2-1以外の工事費	10
3	算出式	10
4	2又は3に適用する作業単金、一般管理費率及び貸倒率	10
第2	手続費	10
1	適用	10
2	手続費の額	11
2-1	手続費	
2-2	2-1以外の手続費	
3	算出式	11
第3	その他の費用	11
1	適用	11
2	その他の費用の額	11
別表		
1	非指定電気通信設備との接続により提供する機能	別1
2	接続形態	別2
3	削除	
附則		附-1